

2021年10月11日

各位

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都並 清史

当社機関投資家株主との対話状況に関するお知らせ

当社は、2021年10月22日開催の当社臨時株主総会に向けて、改訂コーポレートガバナンス・コードおよび投資家と企業の対話ガイドラインの趣旨などを踏まえ、当社株式を中長期に保有する機関投資家株主と対話を行っております。当社株主の皆様へ参考となる情報提供を行う観点から、下記にて、対話結果の概要についてお知らせ申し上げます。また、当社株式の買集めを進めているアジアインベストメントらから10月1日付で受領した質問状についても、本プレスリリース内で併せて当社の見解をお伝え申し上げます。

記

(1) 取締役会の独立性・多様性の確保について

当社は現在、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準等を参考に、独立した立場での経営監督と経営全般に対する客観的・中立的な助言が期待できる社外役員を選任しておりますが、一部の機関投資家様より、当社の取締役会の構成について、経営監督機能をより一層強化する観点から、社外取締役の独立性や専門性の確保（特に製造業におけるAI活用などの知見）、経営経験者の登用による大胆な経営改革の加速、女性や外国人等の取締役会への参画による多様性確保などの諸点について、取り組みを強化すべきとのご指摘をいただきました。当社では、現在の当社を取り巻く経営環境の厳しさや、AI、FA、ICTを軸とした新規事業の確立が一層重要性を増している状況なども踏まえて、新たな社外取締役の人材確保、それを通じた取締役会の監督機能の強化について積極的に検討して参ります。

(2) 当社の取締役の任期について

一部の機関投資家様より、当社の定款上の取締役の任期が2年であることについて、1年に短縮すべきではないかとのご指摘をいただきました。取締役の任期を2年から1年に短縮することによって、取締役会に緊張感がもたらされ、各取締役が株主に対する受託者責任・説明責任をより明確に意識して決議に臨むことが期待されているものと認識しております。これらのご指摘を踏まえ、取締役の任期短縮につきましても、当社コーポレートガバナンス機能の強化につながる重要な課題の一つと捉え、具体的に検討を行って参ります。

(3) 中長期的な企業価値向上策について

当社を取り巻く事業環境は、新聞業界の需要減退や新聞社における設備投資に対する慎重姿勢を受けて厳しい状況にあります。当社では中長期的な経営戦略として下記3点を定め、経営合理化策とともに、新たな事業の創出にも取り組んでおります。機関投資家様との対話においても、当社の開示情報に即して、大要、下記諸点についてご説明を行っております。

<中長期的な経営戦略>

- 技術力の優位性に基づいた営業展開によるさらなる顧客満足の追求
- 適正価格の追求と生産性向上によるグループ全体の収益力向上

※) 近年、当社の連結売上高は130億円超の水準(17/3期~19/3期)にて推移しておりましたが、直近21/3期においては100億円強にまで漸減傾向にあります。他方、足元の利益水準は21/3期の営業利益約4億円は17/3期当時から大きな変動はなく、この間、資産圧縮を進めながらバランスシートから収益性の低い資産を取り除き、実質的な収益力を維持しながら、並行して新規事業の創出に向けた新たな取り組みも強化しております。

- AI、FA、ICTを軸とする新規事業の推進による収益の柱の構築

※) 例えば、世界的に市場規模が拡大するAGV事業(無人搬送車事業)においては、全天候型や勾配走行など、当社が独自に培った技術力・開発力を生かしながら顧客の要望に沿った製品提供を実現しつつあり、新規事業の中でも重点領域の一つと位置付けて取り組んでおります。

<経営合理化施策(適時開示情報より抜粋)>

- 2021年8月:資産効率化を図るべく固定資産譲渡を決定
- 2021年8月:希望退職者の募集を公表(55名程度を想定)
- 2021年10月:希望退職者の募集結果を公表(61名、特別損失として約1億円を計上予定)

これらを踏まえ、一部の機関投資家様より、当社の目下の経営合理化策が一巡した暁には、さらに具体的な取り組みについて開示を行うようご要請を頂きました。当社では、現在進めております合理化策に一定の目途が立ち次第、2022年1月を目途に、新たな定量目標を伴う中長期的な事業計画を開示させていただく予定です。

(4) アジアインベストメントファンドらによる当社株式の買集めについて

当社の株式が、アジアインベストメントファンドらによって急速な買占めを受けている状況については、総じて、機関投資家の皆様からもアジアインベストメントファンドらの経営方針が一切不明である点について懸念が示され、2021年10月22日に開催予定の株主意思確認総会において、当社がアジアインベストメントファンドらに対する「対抗措置」(新株予約権無償割当て)の発動に関する承認議案を付議したこ

とについても、一連の対話を通じて、適切に状況をご理解いただけたものと考えております。

特に、アジアインベストメントファンドらが、自らの属性や当社株式の大規模買付けの目的を全く明らかにしないまま市場内で（公開買付けに拠ることなく）約 40%にも及ぶ当社株式の急速な買集めを行っていることや、当社の経営には立ち入らないと宣言しつつも、その実、当社の経営合理化策の推進を異様な主張で制止しようとするなど（アジアインベストメントファンドらは、当社が進めている経営合理化策について、希望退職者の募集については買収防衛策としての「ティン・パラシュート」である、固定資産の譲渡については買収防衛策としての「焦土作戦」であるなど、荒唐無稽な言いがかりを繰り返しております）、経営支配権の獲得を目指す株主としての行動に強い疑念を抱かざるを得ないことなどについては、機関投資家株主様との対話を通じて、当社企業価値に及ぼす悪影響について共通の懸念を醸成できたものと考えております。

なお、アジアインベストメントファンドらが提起している新株予約権無償割当ての差止仮処分申立事件等の経過につきましては、手続の節目節目で適時適切に開示を行って参りたいと考えておりますが、アジアインベストメントファンドらは、10月1日の深夜に、唐突に「誓約書」と称する書面を当社に対してファックスで送付し、それを公表したことに続いて、10月5日になって、現時点では取締役の派遣や重要提案行為等をする予定がないとしつつ、変更報告書等で記載していた「支配権の取得。ただし、現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」という保有目的に関し、①「支配権の取得」とは、議決権の過半数の取得（即ち、子会社化）を意味しており、当社の子会社化も見据えて当社株式の大量買集めを進めてきた、また、②「現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」とは、その各変更報告書提出時点において発行者に取締役候補者を派遣することを予定していないだけであり、支配株主として、現経営陣に対して経営指標（KPI）を設定し、これを達成することができなければ、株主総会の議決権行使＝取締役の人事権（選解任権）を行使することを意味する、といった主張を展開するに至っております。かかる主張は、従前、アジアインベストメントファンドらが変更報告書やその他の開示書類において開示してきた内容と、その実質的趣旨が大きく異なっているものと思われ、当社株主の皆様にとって、その投資判断や10月22日に開催予定の当社株主意思確認総会におけるご判断に大きな影響を与え得ると考えられますので、極めて異例ではありますが、当社株主の皆様及び一般の投資家の皆様に対する情報提供の観点から、ここに開示させて頂く次第です。

（5）アジアインベストメントファンドらからの質問状について

2021年10月1日付けで、アジアインベストメントファンドらは、当社に対して質問状を送信したとの旨を、同社のホームページによって開示しております。

それらの質問の一部は、上記（4）でも述べた通り、当社の経営合理化策を称して、「ティン・パラシュート」や「焦土作戦」と非難するなど、荒唐無稽を通り越して、もはや悪質な言いがかりの域に達しているとしか考えられない内容が含まれており、また、創業家との土地取引があったのではないかなど、見当違いな邪推も見受けられ、これらについて逐一、当社として真摯に回答をするべきものであるとは認識

しておりません。「ティン・パラシュート」や「焦土作戦」などのアジアインベストメントファンドらの主張に対する当社の反論については、当社の2021年9月3日付けの適時開示「アジア開発キャピタル株式会社が公表した2021年9月2日付け「株式会社東京機械製作所の2021年8月30日付け固定資産譲渡及び特別退職金支出に係る適時開示に対する当社の見解」に対する当社の見解（反論）について」をご参照ください。

その上で、アジアインベストメントファンドらから受領した質問のうち、当社の株主の皆様にとって参考となる情報について、フェア・ディスクロージャーの観点も踏まえながら、本プレスリリースにおいて当社の見解をご説明させていただきます。

アジアインベストメントファンドらは、10月1日付けの質問状において、大要、（上記の経営合理化策に対する非難を除いたところでは）当社の「①ヒト」「②モノ」「③カネ」について質問を行っております。それぞれ、①では主に、当社の役員報酬の決定プロセス等について、②では主に、当社が製造する輪転機等に関する外為法に基づく技術情報へのアクセス制限の状況や、輪転機事業を取り巻く厳しい状況の中で当社が拡大均衡を目指すのか、縮小均衡を目指すのかなどの方針について、③では主に、当社の業績を踏まえた経営責任や、売上債権の増大要因、四半期毎の収益変動要因、キャッシュフローの変動要因について、質問を行っているところです。

まず、上記①についてですが、当社では取締役の報酬の在り方について、今年度より新経営体制となったことを受けて、各取締役の個別の役員報酬額について、最終的に従来代表取締役に一任とする旨の方式を採用してきたことを改め、新たに取締役会の任意の諮問機関として構成員の過半数および委員長を社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。その上で、当社取締役会においては、指名・報酬諮問委員会から答申された内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容決定を行っております。

次に、上記②についてですが、アジアインベストメントファンドらは、改正外為法を念頭に、「我が国が守るべき技術・情報」について、「当該技術・情報へ一切のアクセスをしない旨の誓約をさせて頂く等」、「我が国の平和や安全が維持されるための措置を積極的に行いたい」と述べた上で、当社に意見を尋ねておりますが、当社の立場から回答すべき内容とは思われないため、この点に関する回答は差し控えさせていただきます。

また、同じく上記②において、アジアインベストメントファンドらは、同社らが当社の「支配権」を取得した場合における当社輪転機事業の今後に関する懸念について、「具体的に何を懸念されているのか、その懸念を払しょくするために当社らは何をすべきとお考えなのかを具体的にご説明ください」と質問していますが、この点につきましては、当社が導入した「対抗措置」（対応方針）に基づく質問状（必要情報リスト）について、アジアインベストメントファンドらの回答は全く不十分な状況ですので、まずは当社株主の皆様へ適切な判断材料をお届けする観点から、当社として、アジアインベストメントファンドらに対してそれらの質問状への誠意ある回答を引き続き求めて参ります。

最後に、上記③についてですが、近年の業績を受けた経営責任を明確化していく観点から、ガバナンス上の経営監督の機能を強化し、前述したとおり、当社は新たに指名・報酬諮問委員会を設置しております。また、売掛債権の増減については、当社が納品する新聞輪転機は非常に大きく、設置・稼働に至るまでに一定の期間を要するなど、受注・納品のサイクルがやや長期化する傾向が存することや、特定の時期に製品受注・納品が偏在することにより、売掛債権の金額に比較的大きな変動が起きる特性がございます。さらに、四半期毎の収益変動や収益の下半期への集中については、当社においても資金繰りの安定化などの観点からも改善すべき問題と考えており、本年度から新経営体制に移行したことを機にこれら変動を極力抑えるべく取り組んでおります。

なお、アジアインベストメントファンドからは、希望退職者の退職金負担に耐えられないのではないか、との指摘も頂いておりますが、上記（3）の通り、経営合理化策は順調に進展しており、その懸念はございませんので、念の為付言申し上げます。

以上